

米国における環境犯罪取り締まりの状況

The state of environmental crime enforcement in the US

Steven P. Solow, Anne M. Carpenter

Katten Muchin Rosenman LLP (Washington, D.C.)

米国における船舶による汚染の取り締まりと訴追の最近の動向に関する調査



概要¹

2010年4月20日にメキシコ湾で発生した石油掘削施設ディープウォーター・ホライズン (DEEPWATER HORIZON) の爆発事故から1年以上が経過しました。その結果生じた原油の流出 (メキシコ湾原油流出事故) に関して、多数の調査と分析が実施されてきました。2010年5月20日に設置された「BP社ディープウォーター・ホライズン原油流出および沖合掘削に関する全国委員会 (National Commission on the BP Deepwater Horizon Oil Spill and Offshore Drilling)」によると、原油流出の「直接の原因」は、掘削装置を担当した会社による「一連の特定可能なミス」でした²。

そのほかの原油流出についても、同様のことが言えるでしょう。メキシコ湾原油流出事故の重大性については、人命の喪失を含む被害規模の甚大さを考えると、今後さまざまな角度から分析されることになるでしょう。本稿では、まず、原油流出が環境の侵害の刑事訴追にとってどの

ような意味を有するかという観点から原油流出を見ていくことにします。

次に、船舶による汚染の取り締まりにあたっての国家間の協力を重点を置いた現在の国際的なプロジェクトの分析を行います。最後に、2010年から2011年の初めにかけての船舶による汚染の取り締まりの重要な事例を紹介します。

水質浄化法 (Clean Water Act) : 賠償の拡大と罰則の引き上げの提案

メキシコ湾原油流出事故をきっかけに制定された法律は、環境犯罪についての刑事有罪判決後に課される可能性のある賠償の範囲を拡大しようとするものです。現在、連邦裁判官は、その裁量により、特定できる被害者に賠償金を与えることができます (ただし、例えば、天然資源に対する損害については認められていません)³。1996年、米上院は、連邦の量刑法を改正して、裁判官が環境犯罪によって損害を受けたコミュニティに対する賠償を命ずることができるようにすることにより、刑事事件における賠償の範囲を拡大しようとしてきました⁴。しかし、その試みは失敗しました。流出事故後に提案された法案は、裁判官が水質浄化法の刑事違反の被害者に対する賠償を命じることを義務づけることにより、賠償の範囲を拡大しようとするものです⁵。ただし、コミュニティ全体への賠償命令を認めることは提案されていません⁶。

この法案は、「一般市民と環境に対する実際の

¹ 本稿の一部は、以前、Steven P. Solow & Anne M. Carpenter 著「The State of Environmental Crime Enforcement: A Survey of Developments in 2010」(Daily Environment Report (BNA) No. 50 DEN B-1 (Mar. 15, 2011))に掲載されたものです。

² BP社ディープ・ホライズン原油流出および沖合掘削に関する全国委員会、大統領への報告書「Deep Water: The Gulf Oil Disaster and the Future of Offshore Drilling」パラグラフ v.ii (2011年1月) (<http://www.oilspillcommission.gov/final-report> で入手可能)

³ 18 U.S.C. §§ 3553, 3663を参照。

⁴ 1966年環境犯罪取締法 (Environmental Crimes and Enforcement Act) (S. 2096, 104th Cong. (1996))

⁵ 2011年環境犯罪取締法 (S. 350, 112th Cong. (2011)) (18 U.S.C. § 3663A(c)(1)(A)の修正を提案)。
<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-112s350is/pdf/BILLS-112s350is.pdf>を参照。

⁶ 同上参照。

損害に関して応分の責任を取らせるため、罪に対する刑罰を引き上げるべきという議会の意図を反映させるため」、水質浄化法の違反についての量刑ガイドラインの見直しを米国量刑委員会に命じようとするものです⁷。この取り組みが前に進めば、すべての環境犯罪に関する有罪判決の賠償範囲を拡大するための、他の主要な環境法に関連した同様の取り組みや、1996年に提案されたような包括的な取り組みが見られるかもしれません。

ゼロサムゲームとしての環境犯罪の捜査および訴追

マスコミの報道においては、メキシコ湾原油流出事故の刑事捜査が政府の環境犯罪取り締まりの他の取り組みに与える影響について、意味のある分析は行われていません。司法省 (DOJ) がメキシコ湾原油流出事故の刑事捜査を環境天然資源局環境犯罪部門から犯罪局に移管したというニュース⁸があることから、このことには留意が必要です。

通常、環境犯罪事件については、比較的少人数の連邦職員が担当していることから、メキシコ湾原油流出事故がもたらした、事件の捜査と (適切であれば) 訴追への影響は甚大です。最近、EPA(環境保護庁, Env..ironmental Protection Agency)は、犯罪捜査部の特別捜査官を「総勢」200名に増員したことをアピールしています⁹。比較すると、FBIの場合、特別捜査官の人数は13,000人を超えています¹⁰。環境犯罪捜査には他の機関も関与するものの、その主力機関がEPAであることには変わりなく、メキシコ湾原油流出事故に多数の捜査官が投入されることになれば、EPAが他の問題にも対応できるかどうか疑問が生じることは必至です。

⁷ 2011年環境犯罪取締法(S. 350, 112th Cong. (2011))(18 U.S.C. § 3663A(c)(1)(A)の修正を提案)。
<http://www.gpo.gov./fdsys/pkg/BILLS-112s350is/pdf/BILLS-112s350is.pdf> を参照。

⁸ “Justice Department Sets Up Task Force for Gulf of Mexico Oil Spill Inv..estigation”(46 DEN A-11, 3/9/11).

⁹ “Giles Says EPA Pursuing High-Impact Cases, Adding Criminal Inv..estigators to Staff”(184 DEN A-7, 9/24/10).

¹⁰ <http://www2.fbi.gov./quickfacts.htm> を参照。

DOJの環境犯罪部門も、同様に人員の問題を抱えていました。1989年のエクソン・バルディーズ号原油流出事故後の政府による捜査と訴追が行われている間、いずれ、司法省の環境犯罪担当検察官のほぼ全員がこの事件に取り組むことになるのではないかと指摘されていました。それから、20年の間に、陣容が強化され、司法省の環境犯罪部門の公判検事は約35名にまで増えています。そのうちの4名〜5名だけがメキシコ湾原油流出事故を担当することになったとしても、全体の10%超を占めることになります。司法省がメキシコ湾原油流出事故の事案を犯罪局に移管する決定をしたことによって、他の事件に回せる要員が増えることになるか否かは今のところ不明です。

EPAについても、予算削減の雰囲気は漂う中¹¹、メキシコ湾原油流出事故の影響によって、他の環境犯罪に対する捜査能力が低下するのではないかと懸念は残ったままです。EPAの対応能力に問題が生じるとすると、連邦レベルよりも、州や地方により大きく影響するでしょう。近年、EPAは、州および地方の環境捜査員・警察の訓練と支援における自らの役割を拡大してきました。何百という州法の執行官がジョージア州の連邦法執行訓練局でEPAの訓練を受けています。訓練予算その他の形で州に対する支援の削減は、こうした人員にも影響を及ぼす可能性があります。

原油流出事故に伴う人員配置の結果かどうかは別として、2009年と2010年のEPAに第6地区¹²から提出された事件報告書を比較してみると、第6地区の事案は2009年の8件に対して、2010年には1件となっています。

他の事件の場合と同様に、政府は、メキシコ湾

¹¹ 大統領による2012会計年度の予算削減案、特に、「科学的サポート」のためのEPAの予算の何千ドルもの削減は、巨額の赤字にとってはごくわずかな金額であるものの、EPAが科学的に捜査をサポートする能力は将来大きく毀損されます。
<http://www.epa.gov./planandbudget/annualplan/fy2012.html> を参照。

¹² EPAの第6地区は、アーカンソー州、ルイジアナ州、ニューメキシコ州、オクラホマ州、テキサス州のほか、66のアメリカ先住民の地域を対象としています。

船舶による汚染の取り締まりと訴追における国際的な協力

ここ数年、各国政府は、船舶の事件の捜査と訴追について、連携して取り組むことが増えてきました。こうした進展についてすでにご存知の方も多いと思われますが、船舶による海洋汚染に関する捜査と執行行為を協調して行おうとする国際的な機運が高まるおり、その全体像を知っていただくため、これらの概要を以下にまとめました。

国際刑事警察機構汚染犯罪作業部会 (Interpol Pollution Crime Working Group)

広く知られているように、国際刑事警察機構の汚染犯罪作業部会は、国際刑事警察機構の188の加盟国からの犯罪捜査官のコンソーシアムで、世界的な環境犯罪を取り締まるための新しい戦略を策定するため、情報共有を行っています¹⁵。同作業部会には、オーストラリアの海上保安庁が主導する「きれいな海計画 (Clean Seas Project)」を初めとするさまざまなプロジェクトチームが含まれています。同作業部会は、船舶による汚染の捜査についてのマニュアルを策定し、このマニュアルを手引書として使用する、世界の法執行官向けのトレーニングコースを開発・提供する計画です¹⁶。「きれいな海計画」は、執行についての指針を提供し、汚染法に違反した船会社と船舶を公表する取り組みにおいて、2001年から2006年までの間に各国が終えた訴追についての情報を収めた船舶汚染訴追データベースも維持管理しています¹⁷。

アクアポール (Aquapol)

アクアポールは、欧州連合の加盟国とスイスの海洋・内陸水路航行関連の法執行当局の自治団体です¹⁸。この組織は、2002年にオランダ、ドイツ、ベルギーの海上警察が設立したもので、成功事例の交換、共同訓練、国際的取り締まり

の共同実施、共同の法制定・ロビー活動を通じて、欧州における海洋・内陸水路輸送関連の法執行の調和の推進を図るものです¹⁹。

北海ネットワーク (North Sea Network)

北海に接する沿岸諸国からなる「捜査官および検察官の北海ネットワーク (NSN)」は、国連海洋法条約 (UNCLOS)、船舶による汚染の防止のための国際条約 (MARPOL 73/78) のほか、国際海事機関 (IMO) の多数の規則に基づいて国際的な規則と基準の執行に取り組んでいます²⁰。海上交通密度が高く、沿岸諸国が近接していることから、NSNは、国境をまたぐ事案の捜査と訴追に関する協力関係を推進してきました²¹。これに参加している沿岸諸国としては、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、英国があります。NSNは、2002年にノルウェーで始まり、法的要件と証拠要件に関する情報のほか、調査データの加盟国間での交換を促進してきました²²。NSNは、海洋油濁の罪の発見、証拠の収集、違反者に対する罰則の付加についての指針を定めた国際的マニュアルを作成しています²³。

海事 MOU

Marpol 条約 73/78 に基づく準拠検査を協力して進めるため、IMO が主導役となって、寄港国のコンソーシアム間でさまざまな MOU が作成されています。これまでに署名された MOU で、世界のすべての海洋がカバーされていることとなります。つまり、パリ MOU は欧州と北大西洋を、東京 MOU はアジアと太平洋を、Acuerdo de V.aña del Mar は中南米を、カリブ MOU はカリブ地域を、アブジャ MOU は西・中央アフリカを、黒海 MOU は黒海地域を、地中海 MOU

¹⁵ Interpol, The Pollution Crime Working Group (<http://www.interpol.int/Public/Env./ironmentalCrime/Pollution/WorkingGroup.asp> で入手可能)を参照。

¹⁶ 同上

¹⁷ 同上

¹⁸ Aquapol, International Police Cooperation on the Water (<http://www.aquapol-police.com/>で入手可能)を参照。

¹⁹ 同上

²⁰ The North Sea Network of Investigators and Prosecutors

(http://www.ospar.org/content/content.asp?menu=00580623000000_000000_000000 で入手可能)を参照。

²¹ 同上

²² 同上

²³ 同上

は地中海地域を、インド洋 MOU はインド洋地域を、リヤド MOU はペルシャ湾岸 6 개국をそれぞれ対象としています²⁴。時間の経過に伴い、取り締まりの取り組みが強化されるにつれ、これらの文書の重要性は高まってきています。例えば、最近では、ペルシャ湾ガルフ MOU (バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE) に基づいて実施されるアラブ諸国での船舶汚染に係る取り締まり訓練の回数が増加しているようです。リヤド MOU は 2004 年に締結されたものですが²⁵、訓練が最近になって増加しているということは、これらの国々が自国の海域を通航する船舶に対して取り締まりを開始するのは時間の問題であることを示唆しています。

効果的かつ効率的に船舶による汚染を訴追するための国際協力の例として、米国対アイオーニア・マネジメント・エス・エー事件 (United States v... Ionia Mgmt S.A.) があります²⁶。この事件では、第 2 巡回区連邦控訴裁判所は、船会社であるアイオーニア・マネジメント社が米国の海域を通航するクリトン号 (M/T KRITON) において、正確な油記録簿の保持義務を怠ったとして、船舶からの汚染防止法に違反したとする有罪判決を支持しました。アイオーニア社が管理する 600 フィートのタンカー M/T クリントン号の乗組員は、機関長の裁量で、「マジックホース」から日常的に油性廃棄物を海に排出していました²⁷。乗組員はさらに、排出を隠蔽するため、油記録簿に虚偽の記載をし、アメリカ沿岸警備隊の査察から「マジックホース」の存在を隠していました。オランダ王立軍警察は、アメリカ沿岸警備隊に違法投棄の証拠を提供し、その証拠が、船舶からの汚染防止法の違反を理由とする同社に対する有罪判決を得るのに役立

ったのです²⁸。

注目すべき船舶の取り締まり事例²⁹

米国 v...クーズ・ SHIPPING・カンパニー事件 (United States v... Koo's Shipping Company)

³⁰ - 台湾法人であるクーズ・SHIPPING・カンパニーは、連邦裁判所において、虚偽の陳述を行ったこと、故意に油記録簿の完全かつ正確な保持を怠ったこと、および適切な汚染防止装置を使用せずにアメリカ領サモアのバゴ・バゴ港に油性ビルジ廃棄物を排出したことについてその罪を認めました。2010 年 8 月 17 日の沿岸警備隊による同社の船舶 M/V..ショータ (M/V.. SYOTA) 号に対する査察により、違反の証拠が明らかになりました。同社は、刑事罰金 75 万米ドルの支払いとアメリカ領サモアにおけるプロジェクトのための社会貢献金 25 万米ドルの支払いを言い渡されました。同社はまた、3 年間の保護観察も言い渡されました。

米国 v...カーディフ・マリン・インク事件

(United States v... Cardiff Marine, Inc.) ³¹ - リベリアで登録された船会社であるカーディフ・マリン・インクは、ボルティモアの連邦裁判所において、沿岸警備隊に対して虚偽の陳述を行ったこと、キャピトラ号 (M/V.. CAPITOLA) からの排出記録を改ざんしたこと、およびその他の隠蔽行為を行ったことの罪を認めた後、船舶からの汚染防止法違反の重罪を言い渡されました。同船のある乗組員が牧師訪問で乗船していた聖職者に「マジックパイプ」を使った「機関室での不正行為」を告白したことをきっかけとして、沿岸警備隊による同社に対する捜査が

²⁴ International Maritime Organization, Port State Control (<http://www.imo.org/OurWork/Safety/Implementation/Pages/PortStateControl.aspx> で入手可能) を参照。

²⁵ Riyadh Memorandum of Understanding on Port State Control (<http://www.riyadhmo.org/> で入手可能) を参照。

²⁶ 555 F.3d 303 (2d Cir. 2009).

²⁷ 555 F.3d at 306.

²⁸ プレスリリース「U.S. Dep't of Justice, Tanker Company Fined \$4.9 Million for Falsifying Records and Obstruction of Justice」(2007 年 12 月 14 日) を参照。

²⁹ 他の出典と同様、環境刑事事件についての当社のデータはおそらく不完全です。特に、EPA と DOJ のホームページのほか、BNA の Daily Env..ironment Report、常に有用な記事を掲載される Walter James 氏の Env..ironmental Crimes Blog (<http://www.env..ironmentalblog.typepad.com> からアクセス可能) 等を出典としています。

³⁰ 1:11-cr-00034-GK-1 (コロンビア地区連邦地方裁判所、有罪答弁: 2011 年 3 月 31 日)

³¹ No. 1:11-cr-00058-MJG (メリーランド州連邦地方裁判所、有罪答弁: 2011 年 3 月 17 日)

2010年5月3日に開始されました。その乗組員は、船の機関室で撮ったビデオを収録したメモリをその聖職者に渡し、沿岸警備隊に知らせるよう依頼しました。捜査の結果、「マジックパイプ」は廃油を船外に排出するためのバイパスホースであったことが明らかになりました。同社は、240万米ドルの罰金の支払いと3年間の保護観察を言い渡され、その期間中に、第三者監査人が同社の環境法令遵守計画を管理することとなりました。

米国 v...スタンシップ・インク他事件 (United States v... Stanships, Inc., et al.)³² – スタンシップ・インク (Standships, Inc.)、スタンシップ・インク、スタンダード・ SHIPPING・インク (Standard Shipping, Inc.)、およびカルモア・マリタイム・リミテッド (Calmore Maritime, Ltd.) は、2011年4月12日に、船舶からの汚染防止法、港湾水路安全法違反の罪を認めました。アメリカナ号 (M/V.. AMERICANA) に廃油を船外に排出するために汚染対策を迂回する「マジックパイプ」が装備されていることをある乗組員が沿岸警備隊に通報したことをきっかけに、2010年11月29日から同被告人らの捜査が開始されました。乗組員は、エンジン廃棄物を船外に排出し、違法排出を隠蔽するための虚偽の油記録簿を作成していました。入港中には、パイプの隠蔽も行われていました。同船は十分に機能する発電機を備えずにミシシッピ川に立ち入ったために、船に動力を供給できなくなったことから、被告人は、米国の水路への危険状況の通報を怠った罪でも起訴されました。司法取引協定の条件に基づいて、すべての被告人は、5年間、米国内での営業が禁じられました。さらに、賠償金として100万米ドルの支払いが課せられ、そのうち25万米ドルは、その地域の野生動植物の保全と保護に充てられます。

米国 v...ディミニトリス・グリファキス事件

³² No. 2:11-cr-00057-CJB (ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所、有罪答弁: 2011年4月12日)

(United States v... Dimitrios Grifakis)³³ – ディミニトリス・グリファキスは、キャピトラ号 (M/V.. CAPITOLA) において、「マジックパイプ」を使用して必要な汚染対策を回避していないかを調査する、連邦沿岸警備隊の捜査を妨害した罪を認めました。グリファキスは、2009年3月から2010年5月3日までの間にパイプから油性廃棄物を船外に投棄するよう部下に命じたことを認めました。グリファキスは、キャピトラ号の油記録簿を改ざんし、投棄を行った日の特定につながる日次測深記録の作成を怠り、投棄に関する捜査を妨害しました。キャピトラ号に責任を負う船会社カーディフ・マリン・インク (Cardiff Marine, Inc.) は、2011年2月3日、船舶からの汚染防止法違反の罪を認めました。同社には、240万米ドルの罰金が科され、3年間の保護観察を受けることになりました。

米国 v...フリート・マネジメント・リミテッド事件 (United States v... Fleet Management Ltd.)³⁴ – 香港に拠点を置く船舶管理会社であるフリート・マネジメント・リミテッドは、1990年油濁法の刑事違反とともに、司法妨害と虚偽の陳述の重罪を認めました。同社は、2007年11月にコスコ・ブサン号 (COSCO BUSAN) がサンフランシスコ・ベイブリッジに衝突した際の原油流出における同船の責任とこれに関係する隠蔽につき、1,000万米ドルの支払いを命じられ、3年間の保護観察を言い渡されました。フリート・マネジメント社は、沿岸警備隊の捜査を邪魔するため、船の記録を隠匿し、記録を改ざんしていました。衝突によって、カッシュクペリカン、マダラウミスズメ、クビナガカイツブリを含む少なくとも2,000羽の渡り鳥が死亡しました。フリート・マネジメント社は、司法取引協定に従い、1,000万米ドルの罰金のうち200万米ドルをサンフランシスコ湾の海洋環境プロジェクトの資金として拠出することを命じられました。さらに、同社には、米国との取引に従事する船舶のための訓練・航

³³ No. 1:11-cr-00011-MJG (メリーランド州連邦地方裁判所、有罪答弁: 2011年5月5日)

³⁴ No. 3:08-cr-00160-SI (カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010年2月19日)

海計画を含めた、包括的な法令遵守計画の実施が命じられました。

米国 v...イーリカ・ SHIPPING・エス・エー事件 (United States v... Irika Shipping S.A.)³⁵ – 船舶管理会社であるイーリカ・ SHIPPING・エス・エーは、重大な司法妨害の罪と船舶からの汚染防止法の違反の罪を認めました。イーリカ社は、M/V.. IRANA 号からの船舶汚染を故意に隠蔽したことに対し、罰金と社会貢献賠償金を合わせて 400 万米ドル超の支払いを命じられました。同船の機関長は、汚染防止装置を迂回するバイパスホースから 6,000 ガロンもの廃油を船外に投棄するよう指示していました。同社は、5 年間の保護観察にも処され、その間に、同社のすべての船舶（新しい船舶を含む）を対象として、強化された環境法令遵守計画を策定することが求められました。

米国 v...アーヴァーズ事件 (United States v... Av..az)³⁶、**米国 v...モガルタイ事件 (United States v... Mogultay)**³⁷、**米国 v...アトラス・シ ップ・マネジメント・リミテッド事件 (United States v... Atlas Ship Management Ltd.)**³⁸ – アトラス・シ ップ・マネジメント・リミテッドが運航する貨物船アベニュー・スター号 (M/V.. AV..ENUE STAR) のトルコ国籍の機関長グンダス・アーヴァーズは、船舶からの汚染防止法に違反して油記録簿の完全かつ正確な保持を怠ったことに対して、5 年間の保護観察を言い渡されました。アーヴァーズは、船の機関室から違法廃棄した油汚染廃棄物について記録していませんでした。なお、この廃棄物は、バラストタンクに移され、同船がホンジュラスからフロリダ州タンパまで航行する間に海に廃棄されて

³⁵ Nos. 1:10-cr-00403-JSM and 1:10-cr-00372-JSM(メリーランド州連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010 年 9 月 21 日)

³⁶ No. 8:10-cr-00286-JSM(フロリダ州中部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010 年 9 月 7 日)

³⁷ No. 8:10-cr-00264-JDW(フロリダ州中部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010 年 8 月 26 日)

³⁸ No. 8:10-cr-00363-SDM(フロリダ州中部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010 年 12 月 2 日)。32 No. 2:11-cr-00057-CJB(ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所、有罪答弁: 2011 年 4 月 12 日)。

いました。二等機関士のヤヴス・モガルタイは、廃棄物を排出するためのバイパスホースの使用と同船の油記録簿への排出の記録を怠ったことについて別途起訴されました。モガルタイには、5 年間の保護観察が言い渡されました。アトラス・シ ップ・マネジメント・リミテッドも、虚偽の陳述をした罪と故意に油記録簿への正確な記録を怠った罪を認めました。同社には、3 年間の保護観察と 80 万米ドルの罰金が言い渡されました。同社にはさらに、米国魚類野生生物財団への 10 万米ドルの支払いと、米国に入港する同社の船舶の査察と監査を対象とした環境法令遵守プログラムの実施が命じられました。

米国 v...アクセイ・デニズリック・ヴェ・ティカレット・エー・エス事件 (United States v... Aksay Denizcilik V..e Ticaret A.S.)³⁹ – M/T ケリム (M/T KERIM) 号を運航するトルコ法人であるアクセイ・デニズリック・ヴェ・ティカレット・エー・エスは、虚偽の陳述をしたことおよび油記録簿の完全かつ正確な保持を怠ったことについて罪を認めました。2006 年から 2009 年の間に、ケリム号の船舶職員と乗組員は、アクセイ社の指示の下、パイプを使用して、同船の油汚染防止装置を迂回し、油汚染廃棄物を直接海に廃棄していました。アクセイ社は、3 年間の保護観察と 72 万 5,000 米ドルの罰金を言い渡されるとともに、環境法令遵守プログラムの実施を命じられました。

米国 v...DRD トーイング・カンパニー・エルエルシー事件 (United States v... DRD Towing Co. LLC)⁴⁰、**米国 v...ダンティン事件 (United States v... Dantin)**⁴¹ – DRD トーイング・カンパニー・エルエルシーは、港湾水路安全法違反の重罪と水質浄化法違反の軽罪を認めました。同社の共同所有者であるランドール・ダンティンも、別途、司法妨害の罪を認めました。DRD ト

³⁹ No. 8:10-cr-00116-RAL(フロリダ州中部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010 年 5 月 21 日)

⁴⁰ No. 2:10-cr-00191-ILRL(ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2011 年 1 月 19 日)

⁴¹ No. 2:10-cr-00190-ILRL(ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010 年 1 月 19 日)

ーイング社は、沿岸警備隊の認可なく従業員を船舶の運航に従事させ、船長に金銭を支払って代替の船長を置かずに運航させ、過失により油を排出することによって環境に危険な状況を作り出しました。同社は、メル・オリバー号 (M/V.. MEL OLIV..ER) がティントマラ号 (M/T TINTOMARA) の進路を横切ったときに燃料油のタンカーバージを押して、衝突を引き起こし、その結果、28万2,686ガロンの燃料をミシシッピ川に流出させたことを認めました。DRD トーイング社は、2年間の保護観察と20万米ドルの罰金を言い渡され、ダンティンは、21か月の懲役、2年間の監視付釈放のほか、5万米ドルの罰金を言い渡されました。

米国 v... ザ・チャイナ・ナビゲーション・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド事件

(United States v... The China Navigation Co. Pte. Ltd.)⁴² – 海洋貨物船運航会社であるザ・チャイナ・ナビゲーション・カンパニー・ピーティーイー・リミテッドは、油記録簿の保持を怠ったことによる、船舶からの汚染防止法違反の重罪を認めました。油記録簿には、乗組員が、海洋汚染防止条約に違反して、船内に流出後に回収した約275ガロンの油汚染廃棄物を廃棄した旨が記載されていませんでした。同社は、司法取引協定に従い、7万5,000米ドルの支払い、2年間の保護観察、環境法令遵守計画の実施のほか、コロンビア川河口沿岸財団 (Columbia River Estuarine Coastal Fund) への2万5,000米ドルの支払いに同意しました。

米国 v... コーオペラティブ・サクセス・マリタイム・エス・エー事件 (United States v... Cooperativ..e Success Maritime S.A.)⁴³ – 外国の港と米国との間で貨物を定期的に輸送する貨物船であるチェム・ファロス号 (M/T CHEM FAROS) の運航業者であるコーオペラティブ・サクセス・マリタイム・エス・エーは、船舶か

らの汚染防止法違反と虚偽の陳述の罪を認めました。チェム・ファロス号の乗組員は、約13,200ガロンの油汚染廃棄物を海に投棄したうえで、船舶に実際に貯蔵されていた油汚染ビルジ廃棄物の量を隠蔽するために油記録簿の内容を改ざんしました。同社は、85万米ドルの罰金 (うち15万米ドルは米国魚類野生生物財団に支払い)、5年間の保護観察、環境法令遵守プログラムの実施を言い渡されました。

米国 v... シハルリドゼ事件 (United States v... Cooperativ..e Success Maritime S.A.)⁴⁴ –

Cooperativ..e Success Maritime S.A. が運航する M/T チェム・ファロス (M/T CHEM FAROS) 号の元機関長であったヴァヤ・シハルリドゼは、汚染廃棄物の廃棄を記録する油記録簿の適切な保持を怠ったことにつき、船舶からの汚染防止法違反の罪を認めました。シハルリドゼは、少なくとも一度、部下である乗組員に対し、同船の油水分離装置を迂回し、油汚染廃棄物を船外に直接排出するよう命じ、約13,200ガロンの油汚染廃棄物を海に廃棄しました。シハルリドゼは、その行動に対して、1年の保護観察と7日間の自宅拘禁の刑を受けることとなりました。

米国 v... ディミトリオス・ディミトラキス事件 (United States v... Sikharulidze)⁴⁵ – 貨物船ニ

ュー・フォーチュン号 (M/V.. NEW FORTUNE) の機関長であるディミトリオス・ディミトラキスは、油記録簿の不保持を補助し教唆したことにつき、3年間の保護観察、5,000米ドルの罰金を言い渡されました。ディミトラキスは、米国の海域に入るとき、油汚染防止装置を迂回して、油汚染物を直接海に廃棄するよう、日常的に乗組員に命じていました。ディミトラキスは、同船の記録簿に虚偽の記載をすることにより、こうした廃棄を隠蔽しました。もう一人の乗組員であるヴォロジミール・ドンブ

⁴² No. 3:10-cr-05181-BHS (ワシントン州西部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010年3月22日)

⁴³ No. 4:10-cr-00035-D (ノースカロライナ州東部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010年6月7日)

⁴⁴ No. 4:10-cr-00032-D (ノースカロライナ州東部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010年8月17日)

⁴⁵ No. 4:10-cr-00552-DLJ (カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所、判決言渡し日: 2010年9月30日)

ロフスキーは、油記録の不保持を幫助し教唆したことにつき、2年間の保護観察と500米ドルの罰金を言い渡されました。同船の運航業者であるトランスマール・ SHIPPING・カンパニー・エス・エー (Transmar Shipping Co. S.A.) は、別途、油記録簿の不保持と連邦政府の職員に対する虚偽の陳述につき、75万米ドルの罰金、米国魚類野生生物財団への10万米ドルの社会貢献金の支払いを言い渡され、環境法令遵守プログラムの実施を命じられました。